

2020年4月9日

加盟事業者 各位

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

緊急事態宣言の発令に伴う不動産広告の留意事項について

2020年4月7日、政府から新型コロナウイルスによる感染症拡大を防止するため協会の事業区域のうち、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を対象区域とする緊急事態宣言が発令されました。

加盟事業者の皆様におかれましては、非常に厳しい状況であると思われませんが、不動産広告を実施する際には、特に以下の点にご留意ください。

- 1 元付会社や管理会社が営業を自粛する等により、取引状況の確認が取れていない物件について、新規に広告、又は継続して広告することはおやめください。

「このような状況下であること」等を理由に取引できない物件が掲載されていても良いということにはなりません。

- 2 人員が不足している場合には、広告件数を減らすなど、掲載物件を管理できる範囲に留めるなどの対策をお願いします。

- 3 新築分譲マンションや新築分譲住宅などの販売スケジュールを見直す場合には、柔軟な対応を可能としています。

販売を中止する場合にはその旨を、販売予定時期を「未定」等にする場合には、その旨及びその変更内容を、当該広告の見やすい場所に記載してください。

なお、4月7日発行の公取協通信第310号に「表示例」のQ&Aを掲載していますので併せてご覧ください。

※ 公取協通信URL：<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2020/04/tsushin310.pdf>